

社会福祉法人北栄町社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年11月1日～平成31年10月31日までの3年間
2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業を取得しやすい環境づくりを行う。

<対策>

- 平成28年11月～ 育児休業中の代替職員の確保や業務体制の見直しを図る。
- 平成28年11月～ 産前産後及び育児休業中の諸制度等の周知を行う。

目標2：計画期間内に、小学生未満の子を持つ職員が子の看護休暇をより利用しやすくするための周知等を行う。

<対策>

- 平成28年11月～ 子の看護休暇の取得状況を把握する。
- 平成28年11月～ 休暇取得に向け職員会議や研修の場で周知する。